

冬道の安全運転 1・2・3運動

**1 割のスピードダウン
2 倍の車間距離
3 分早めの出発**

平成25年12月1日～
平成26年3月31日

滑走事故防止には「急ブレーキをかけない」「急ハンドルを切らない」「急加速をしない」ことが大切です。

1・2・3運動を励行し、余裕ある運転を心掛けましょう。



冬山に注意!

冬山は、少しの油断が即遭難に結びつきます。次の点に留意し、事故防止に努めましょう。

- ◇登山(入山)届を提出しましょう
- ◇単独登山は控えましょう
- ◇気象情報を把握しましょう
- ◇万一来に備えた通信手段を確保しましょう

【登山(入山)届の提出先】

○宮城県警察本部地域課
宛先
〒980-8410
仙台市青葉区本町3-8-1
FAX 022-211-8979

○登ろうとする山を管轄する警察署、交番・駐在所

○登山道の入口、宿泊施設等に備え付けられた登山ポスト



**「電話番号が変わった」という電話は詐欺!
「カードを預かります」という電話は詐欺!**

被害に遭わないためには…

- ◇「オレだ」という電話には「あなた誰」と名前を聞きましょう。
- ◇お金を振り込む前、カードを渡す前に必ず誰かに相談しましょう。

宮城県警察「みやぎセキュリ
ティメール」では、県内で発生
した手口について随時、情報を
発信しています。

登録方法は次の2通りです。

- ① 下記アドレスに空メールの送信
t-miyagi@sg-m.jp
- ② 右の二次元コードを読み取り
サイトにアクセス



広報

蒲生

2月号

発行:蒲生駐在所
(258-3293)

万引きはしない!させない!許さない!

万引きは「窃盗」という犯罪です。刑法で「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と規定されており、大変重い罪です。

1 高齢者による万引き

高齢者が万引きをして警察に捕まるという事例が全国的に増加しています。犯行の動機を見ると「生活困窮」という理由が多いようですが、中には「淋しかった」という理由も目立ちます。一人暮らしや普段家族との会話がほとんどない高齢者などが手を出してしまうケースが多いようです。

～家族・地域における「絆」づくりを!～

2 青少年による万引き

小・中・高校生を中心とした10歳代の世代による万引きが依然として多発している状況にあります。「物が欲しかったから」「単にスリルを味わいたかったから」など動機は様々です。

～家庭・学校における「規範意識の向上」を!～



サイバー犯罪被害を防止しましょう

サイバー犯罪とは、主にネットワーク上で行われる犯罪の事で、携帯電話のサイトを閲覧したり、メールを受信するだけでも巻き込まれるおそれがあります。

フィッシング詐欺対策について

実在の金融機関等を装ってメールを送信し、受信者に偽のホームページにアクセスするように仕向け、そのページで個人の金融情報を入力させるなどして、不正に入手するような行為の事です。不審なメールには返信せず、個人情報インターネット上で不用意に入力しないようにしてください。

身に覚えのない請求の対策について

まったくアクセスしたこともないサイトから、突然料金の請求がメールで届く詐欺行為です。請求している者は、機械的に送りつけており、相手がわからないことがほとんどです。こちらから連絡などはしないで無視していれば、以後請求がくることはありません。

